

令和8年度技術開発調査等の推進事業費（バーゼル法関連事前相談業務）に係る入札可能性調査実施要領

令和8年2月13日
経済産業省
GXグループ
資源循環経済課

経済産業省では、令和8年度技術開発調査等の推進事業費（バーゼル法関連事前相談業務）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）に関する相談対応サービスを行う業務です。

背景及び概要は、次のとおり。

- ① 有害廃棄物等の輸出入については、国際的な枠組みである「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）にて、有害廃棄物等を輸出する国から輸入国・通過国への事前通告と同意取得等が義務付けられています。
- ② これを受け、我が国では、バーゼル法において、バーゼル条約等での規制対象物を「特定有害廃棄物等」として規定し、当該特定有害廃棄物等を輸出入する者に対し、外国為替及び外国貿易法に基づく承認を受ける義務を課しています。
- ③ 一方で、特定有害廃棄物等に該当するか否かの判断は、バーゼル法等関係法令についての理解や有害廃棄物等に関する知見を有してい

ない者にとっては難しい場合があるため、本事業では、事業者が輸出入する貨物が特定有害廃棄物等に該当するか否かを判断する際の助言サービス（以下「事前相談」という。）を行うこととしています。

- ④ 本事業は、提出された事前相談書類に記載された内容の確認により、特定有害廃棄物等か否かの判断が可能な貨物に対する事前相談を委託するものです。相談件数は、年間10,000件程度が見込まれます。

輸出入する貨物に関する相談に対し適切な助言を行うことにより、バーゼル法の適切な運用に資すること等を目的とします。

(2) 事業の具体的内容

具体的には、別紙仕様書のとおり。

なお、本事業は、経済産業省 GX グループ資源循環経済課と必要に応じて連絡・相談を行いながら実施していただきます。

(3) 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※本事業は、令和8年度予算に係る事業であるため、予算の成立以降～の事業期間となります。

(4) 事業実施条件

- ① 事業者により提出された書類に記載された内容に基づき、輸出入する貨物について、バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かを判断し、適切な助言を行う上で必要なバーゼル法等関係法令に関する知見及び相談対象品目となるメタルスクラップやプラスチックスクラップ等の原材料の組成を判断するために必要な科学的知見を有していること。
- ② ①の知見を有した上で、事前相談に的確に対応するためのアドバイザーに関するノウハウ及び技術を有していること。
- ③ 1日50件～70件程度の相談業務に対応できる実施体制を有していること。

2. 説明会の開催

本件に関する説明会を以下の通り実施します。

日時：令和8年2月17日（火）13：00～13：30

場所：経済産業省別館5階（531-B会議室）

3. 参加資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- 提供された情報、資料は返却いたしません。契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ① 事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 事業全体の概要の決定（スケジュール管理、実施体制）
 - 再委託・外注内容の決定
 - 報告書の作成
- ② 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率

が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

- ③ 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴等）、③情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課 丹羽、新家宛て

TEL 03-3501-4978

FAX 03-3501-9489

E-mail bz1-basel@meti.go.jp

※郵送又はE-mailにて御提出願います。

6. 提出期限

令和8年3月5日（木）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。